

システムに関するよくある質問と回答 (FAQ)

No	分類	質問	回答
1	申請・確認 依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・「確認依頼」ボタンを押せば、申請したことになるか。 ・「確認依頼」ボタンを押すと、経産局で確認してくれるのか。 ・「確認依頼」ボタンを押さないと申請書印刷はできないのか。 	<p>「確認依頼」ボタンを押しても申請したことにはなりません。また、経産局等で確認をするわけでもありません。減免認定申請本体に必要な添付書類一式をシステムに添付し、「確認依頼」ボタンを押すと、データが確定し、申請書の印刷ができるようになります。</p> <p>確認依頼処理を行ったうえで、システムより減免認定申請書第1～4表を必要部数印刷し、経産局にご提出ください。</p>
2	ブラウザ・ PDF出力・ 印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書プレビュー用のボタンをクリックしても表示されない(PDFが展開しない)。 ・申請書のPDFが印刷できない。 	<p>以下の原因が考えられますので確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラウザのポップアップブロック解除 ・Acrobat X では、64ビット版 Internet Explorer をサポートしていません。32ビット版 Internet Explorer を使用してください ・ブラウザによってキャッシュされている一時ファイルを削除する ・別サイトのPDFが開けるか ・最新の Acrobat へのアップグレード <p>なお、Internet Explorer11であれば、32bit/64bit 共通のブラウザとなっており、ブラウザの設定の変更だけで32bit⇔64bitを切り替えられます。</p>
3	一時保存	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保存ができない。 ・一時保存したが、再ログインしたら消えていた。 ・システムで一時保存をしたつもりだが、どこから入るかわからなくなってしまった。 	<p>「事業所の名称」が1件以上入力されていないと一時保存できません。その他の項目は入力途中で未入力状態でも一時保存可能です。</p> <p>一時保存できると、左上に成功しました、と表示されます。一時保存に成功していない状態でログアウトした可能性があります。</p> <p>一時保存した申請情報は、ログイン後トップページで、該当の申請の管理者番号をクリックすると閲覧・編集が可能です。</p>
4	申請情報 入力 【詳細版のみ】	<p>減免申請入力画面「事業所情報」の入力について、申請事業記入欄及び非申請事業記入欄で、電気使用量及び構成割合は経済的指標の値から自動計算されることになっていますが、</p> <p>弊社申請の事業所においては、申請対象の事業所のみ売上げが発生するため、従来の申請書様式では、申請対象でない事業所の売上高(申請事業及び非申請事業とも)を0とし、構成割合を申請事業で100%、非申請事業で0%と手入力で計上し、電気使用量を自動計算させていました。</p> <p>このような場合、当該システムではどのようなようになるのでしょうか。 構成割合の手入力が可能なのでしょうか。</p>	<p>申請事業所内で複数の事業を実施されていない場合は経済的指標を「なし」として申請いただくことも可能です。その場合、売上高を記載しなくても申請事業の電力使用量が100%原単位計算に反映されることとなっております。</p>

No	分類	質問	回答
5	小売電気事業者入力	前年度も減免認定申請書作成支援システムを利用して申請書を作成したが、小売電気事業者情報の前年度データ取得ができない。	<p>前年度の認定された減免申請と「事業の名称」「事業所の名称」「事業所の住所」が一致していれば、小売電気事業者登録画面の右上に「前年度データ取得」ボタンが表示されますので、必要に応じてボタンをクリックし、一時保存してください。</p> <p>「前年度データ取得」ボタンが表示されていない場合、以下の原因が考えられますので確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請の「事業の名称」を変更した ・「事業所の名称」を変更した ・「事業所の住所」を変更した <p>この場合は、前年度の認定された減免申請と「事業の名称」「事業所の名称」「事業所の住所」に修正すれば、前年度データ取得が可能です。</p>
6	本システムについて	本システムでできることは何か。	<p>本システムでは、以下の事項を行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免の申請書(第1表～第4表)の作成・出力 ・申請書の審査状況にかかる経済産業局からのお知らせの受領 ・申請書作成にかかるデータの保存(翌年度以降の申請書作成に利用可能) ・申請に必要な証憑の PDF 添付 <p>なお、本システムでは以下の事項は実施できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書およびその他申請に必要な書類の提出 ・認定書の受領 <p>詳しくは本制度のホームページをご確認ください。</p> <p>資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー＞固定価格買取制度＞減免認定手続 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html</p>
7	本システムについて	申請書の作成は本システムを利用しなければならないか。	<p>2018 年度より原則として本システムを用いて申請書を作成していただくことになっております。昨年度までの Excel 様式は申請に利用できません。</p> <p>詳しくは本制度のホームページをご確認ください。</p> <p>資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー＞固定価格買取制度＞減免認定手続 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html</p>
8	本システムについて	本システムへのアクセス方法がわからない。	申請事業者向け利用マニュアルの「3.3 トップページ」記載の URL からアクセスしてください。
9	ユーザ登録	ユーザ ID を取得したい。	ユーザ ID の取得には申請事業者登録が必要です。詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「3.4.1 申請事業者情報登録」をご参照ください。
10	ユーザ登録	複数事業所について申請を行う場合、ユーザ ID は事業所単位で取得するのか。 複数事業について申請を行う場合、ユーザ ID は事業単位で取得するのか。	<p>ユーザ ID は 1 申請事業者につき 1 つです。</p> <p>複数事業所について申請を行う場合、または、複数事業について申請を行う場合でも、同一の ID およびパスワードでログインし、申請書を作成いただくこととなります。</p>

No	分類	質問	回答
11	ユーザ登録	取得した ID は翌年以降も利用できるか。	一度作成したユーザ ID は翌年以降の減免申請でもご利用いただけます。
12	ユーザ登録	ユーザ ID を変更したい。	原則、一度登録されたユーザ ID は変更できません。やむを得ない事情がある場合、申請事業者向け利用マニュアルの「1.2 本システムに係る問い合わせ先」宛にご連絡ください。
13	ユーザ登録	担当者を複数登録したい。	担当者は 1 人しか登録できません。 届出担当者に関する情報は、第 1 表の「届出担当者連絡先」欄に表示されます。申請書に記載する内容について説明できる担当者を登録してください。 なお、「届出担当者の E-mail アドレス」欄にメーリングリストを登録することは可能です。
14	ユーザ登録	郵便番号から住所検索を押しても住所が自動入力されない。	ハイフンありの 8 桁(例:123-4567)を半角で入力してください。
15	ユーザ登録	登録しようとしたが、以下のエラーが表示されて登録できない。 法人番号:法人番号が既に登録されています。	登録しようとした申請事業者の情報はすでに登録済みです。 ユーザ ID は 1 事業者につき 1 つですので、追加登録はできません。申請事業者内で登録済みのユーザ ID をご確認ください、申請書を作成してください。 ユーザ ID が不明の場合については、申請事業者向け利用マニュアルの「6.3 ログイン」の No2 を参照ください。
16	ログイン	ログイン画面に進もうとしたところ、「Visualforce ページのダウンロード中にエラーが発生しました。」というエラーメッセージが表示された。	画面を更新して、エラー画面から本システムログイン画面に移動するか試してください。 画面を更新してもアクセスできない場合は状況の詳細を明示のうえ、申請事業者向け利用マニュアルの「1.2 本システムに係る問い合わせ先」にメールにてご連絡ください。 ※画面の更新方法 ブラウザの更新ボタンを押すか、キーボードで F5 キーを押してください。
17	ログイン	ID を忘れた。 ID がわからない。	申請事業者向け利用マニュアルの「1.2 本システムに係る問い合わせ先」へお問い合わせください。 申請事業者向け利用マニュアルの「1.2 本システムに係る問い合わせ先」については、ログイン画面の「ログインする」ボタンの下にある、「ユーザ ID をお忘れの方はこちら」をクリックしたところにも掲載しております。 なお、本システムで使用するユーザ ID は、本システムを初めて使用する際に、申請者自身が作成・登録した、半角英数のメールアドレス形式 (xxx@xx.xx または xxx@xx.xx.xx) の文字列です。メールアドレス形式であれば、実在のドメインでなくとも作成・登録可能です(ユーザ ID の設定ルールの詳細は、申請事業者向け利用マニュアルの表 3.4 2 および表 3.4 3 参照)。

No	分類	質問	回答
18	ログイン	パスワードを忘れた。 パスワードがわからない。	ログイン画面の下部にある、「パスワードをお忘れですか?」をクリックし、画面の指示に従ってパスワードをリセットしてください。 詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「3.5.2 ユーザIDを忘れたとき」をご参照ください。 なお、本システムで使用するパスワードは、12文字以上の半角英数の文字列です。
19	申請書の作成	前年度受付番号とは何か。 前年度受付番号がない。 前年度受付番号がわからない。	前年度受付番号は、前年度の減免認定申請書の第1表右肩に、経済産業局にて申請書の受付時に記入した6桁の番号です。 従いまして、前年度の認定通知書をご確認ください。 前年度申請をしていない場合、認定を受けていない場合は記載不要です。 前年度認定を受けた申請者で、前年度受付番号を確認できない場合は、本社所在地を管轄する経済産業局にご確認ください。
20	申請書の作成	郵便番号から住所検索を押しても住所が自動入力されない。	ハイフンありの8桁(例:123-4567)を半角で入力してください。
21	申請書の作成	原単位はどのように計算・入力すればよいか。	下記ホームページに掲載されている「第1表 原単位の推移に係る確認表」を用いて事業年度ごとに算出した値を入力してください。 資源エネルギー庁 なっとく!再生可能エネルギー>固定価格買取制度>減免認定手続 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html
22	申請書の作成	申請書作成に使用したい経済的指標がプルダウンで選択できない。	本制度上、事業所における電気の使用量の按分に使用できる経済的指標は、売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、販売量のいずれかです。詳細は、下記ホームページに掲載されている「よくある質問」をご参照ください。 資源エネルギー庁 なっとく!再生可能エネルギー>固定価格買取制度>減免認定手続 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html
23	申請書の作成	事業年度に西暦以外の表記を使用したい。	事業年度は西暦での記載のみとなります。
24	申請書の作成	「[小売電気事業者入力]」をクリックしても、小売電気事業者登録画面が表示されず、「エラー:申請情報が一時保存されていません。申請情報を一時保存してから確認依頼を行ってください。」と表示される。	申請対象の事業所を追加したときは、一時保存後に小売電気事業者入力が可能となります。 一時保存についての詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「3.6.2 一時保存」をご参照ください。
25	申請書の作成	同一の電気事業者から付与されている識別番号が10件以上あって入力できない。	2018年度よりシステムで10件を超える識別番号を登録できるようになりました。

No	分類	質問	回答
26	申請書の作成	申請書の作成途中で作業を中断したい。	データの一時保存が可能です。 ただし、「事業所の名称」が1件以上入力されていないと一時保存できません。 詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「3.6.2 一時保存」をご参照ください。
27	申請書の作成	一時保存しようとするエラーメッセージが表示される。	「事業所の名称」が1件以上入力されていないと「エラー」が表示され一時保存できません。その他の項目は入力途中で未入力状態でも一時保存可能です。 詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「3.6.2 一時保存」をご参照ください。 なお、「注意」「警告」が表示されている場合、一時保存はできていますが、後の確認依頼時にはエラーとなり、確認依頼中にすることができません。
28	確認依頼	確認依頼ボタンを押してもステータスが「確認依頼中」にならない。	入力内容に一定の疑義がある場合、「確認依頼中」にはなりません。表示される「エラー」「注意」等の内容を確認のうえ、データを修正してください。
29	確認依頼	経済産業局に提出する申請書の出力方法がわからない。	確認依頼ボタンをクリック後、入力データに「エラー」や「注意」となるような疑義がない場合、減免申請入力画面の上部に出力ボタンが表示されますので、それらのボタンをクリックしPDFを発行してください。 なお、ボタンは第1表の出力ボタンと第2表・第3表・第4表・別紙識別番号一覧・確認表の出力ボタンに分けて表示されますので、ご注意ください。 2018年度より申請書以外の必要書類はシステムに添付が必要となりました。 減免申請入力画面右上の「チェックリスト表示」ボタンより、チェックリストの項目別にファイルを添付してください。 確認依頼後に「チェックリスト出力」ボタンよりチェックリストを出力してください。 また、申請書の出力後は、申請書以外の必要書類を添付して、本社所在地を管轄する経済産業局へご提出ください。必要書類等については、以下のホームページをご参照ください。 資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー＞固定価格買取制度＞減免認定手続 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html
30	確認依頼	本システムのステータスが「確認依頼中」に変われば、申請手続は完了か。申請書類の紙面での提出は不要か。	本システムでは申請書の提出はできません。 申請手続を完了するためには、本システムから出力した申請書に必要書類を添付して、本社所在地を管轄する経済産業局へ提出する必要があります。 必要書類等については、以下のホームページをご参照ください。 資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー＞固定価格買取制度＞減免認定手続 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html

No	分類	質問	回答
31	確認依頼	全ての提出書類の PDF を添付してなくても「確認依頼中」となるが、PDF の添付は省略可能か。	紙で提出する全ての書類の PDF は必ず添付してください(省略はできません)。郵送書類のみで PDF 添付が確認できない場合は、申請書類が受理されず、再提出していただくことになります。 「確認依頼中」でも PDF を追加添付することができます。紙で提出する書類の PDF が全て添付されていることを確認して、経済産業局へ書類を郵送してください。
32	確認依頼	会社案内の冊子や電力系統図なども全てそのまま PDF で提出する必要があるのか。簡略化した PDF の添付でもよいのか。	申請者が経産局に提出を予定している書類と同じものを PDF 添付してください。会社案内等の冊子については、全ページの提出を予定している場合は全ページ添付が必要となります。電力系統図の正式図面も提出を予定しているものをそのまま添付してください。 簡略図面を別途作成いただく必要はありません。
33	確認依頼後の処理	システム上、ステータスが「確認依頼中」になっている申請書を修正したい。	ステータスが「確認依頼中」となっている申請書データは、「取下げ」ボタンを押すことにより修正できます。修正後、再度「確認依頼」を押下することにより、バージョン No.が更新されます。経済産業局へ提出する書類は、必ず最新のバージョン No.であることをご確認ください。
34	確認依頼後の処理	システム上、ステータスが「確認中」になっている申請書を修正したい。	ステータスが「確認中」となっている申請書データは修正できません。詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「1.2 本システムに係る問い合わせ先」へご連絡のうえ、その旨をお伝えください。
35	確認依頼後の処理	申請が受理されたか確認したい。	ログイン後トップ画面の「申請情報一覧」において、「確認中」となっている申請は、経済産業局にて申請書および添付書類一式を受理し、確認・審査が開始している申請です。 なお、システム上でステータスが「確認依頼中」と表示されている状態は、申請書が完成し、印刷できる状態にあることを示しているものに過ぎず、すでに経済産業局で審査が開始していることを示すものではありません。また、経済産業局への申請書類の提出が完了していることを示すものでもありません。
36	全般	本システムのボタンやリンクが正常に動作しない。	まずは、以下の点をご確認ください。 ・詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「1.3 本システムの動作環境に記載されている本システムの動作環境をご確認ください。 ・多数の事業所データを入力する場合、30 事業所ごとに一時保存を実施ください(多数の事業所データを連続して入力すると、システムの動作が重くなります)。 上記をご確認いただき、解決しない場合は、詳細を明示のうえ、詳細は申請事業者向け利用マニュアルの「1.2 本システムに係る問い合わせ先」にメールにてご連絡ください。